(七)　許可貯留区域等の増減の許可等の告示及び貯留権等の変更等

経済産業大臣は、2の(三)若しくは2の(四)の許可をしたとき、又は2の(七)による許可貯留区域等の減少の処分をしたときは、遅滞なく、その旨及び貯留事業者等の氏名又は名称、当該許可又は処分により変更された許可貯留区域等、貯留事業等の概要等を当該許可又は処分を受けた者に通知するとともに、告示しなければならないこと等とした。(第三〇条関係)

(八)　貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の告示並びに貯留権等の移転等

経済産業大臣は、2の(五)等の認可をしたとき等は、遅滞なく、その旨及び貯留事業者等の地位を承継した者の氏名又は名称、承継された許可貯留区域等、承継された貯留事業等の概要等を告示しなければならないこと等とした。(第三一条関係)

(九)　貯留事業等の許可の取消しの告示及び貯留権等の消滅

経済産業大臣は、2の(七)により貯留事業等の許可(貯留開始貯留事業に係るものを除く。)を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び当該許可を取り消された者の氏名又は名称、当該許可の取消しに係る許可貯留区域等、当該許可の取消しに係る貯留事業等に係る貯留権等が消滅する旨等を当該許可を取り消された者に通知するとともに、告示しなければならないこととした。(第三二条第一項関係)

(一〇)　貯留権及び試掘権の性質等

(1)　貯留権等は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用することとした。(第三三条関係)

(2)　貯留権等は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分の目的となるほか、権利の目的となることができないこととした。ただし、貯留権にあっては、抵当権の目的となることができることとした。(第三四条関係)

(3)　貯留権等は、2の(五)等の認可を受けなければ、移転(相続によるものを除く。)をすることができないこととした。(第三五条第一項関係)

(4)　貯留開始貯留事業者は、貯留開始貯留事業に係る貯留権を放棄することができないこととした。(第三五条第二項関係)

(5)　貯留権等及び貯留権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限は、貯留権等登録簿に登録することとし、当該登録は、登記に代わることとした。(第三六条第一項及び第二項関係)

4　貯留事業及び試掘の実施

(一)　事業着手の義務等

貯留事業者は、貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、貯留事業に着手しなければならないこと等とした。(第三七条関係)

(二)　貯留事業実施計画

(1)　貯留事業者は、許可貯留区域ごとに、主務省令で定めるところにより、二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項等を記載した貯留事業実施計画を定め、貯留事業を開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第三八条第一項関係)

(2)　主務大臣は、(1)の認可の申請に係る貯留事業実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、(1)の認可をしなければならないこととした。

イ　二酸化炭素の貯蔵の方法がその安定的な貯蔵を確保する観点から適切であること。

ロ　貯留事業場(許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。)における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。

ハ　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

ニ　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視が適切に行われることが見込まれること。

ホ　二酸化炭素の貯蔵が海域の貯留層において行われる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ)　貯蔵する二酸化炭素が政令で定める基準に適合するものであること。

(ロ)　海域の貯留層における二酸化炭素の貯蔵以外に適切な処分の方法がないこと。

ヘ　その他貯留事業が安定的に遂行されることが見込まれること。(第三八条第二項関係)

(三)　貯留事業実施計画の遵守

貯留事業者は、(二)の(1)の認可を受けた貯留事業実施計画(変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可貯留事業実施計画」という。)によらなければ、貯留事業を行ってはならないこととした。(第四〇条関係)

(四)　貯留事業停止命令

主務大臣は、貯留事業者が(三)に違反して、認可貯留事業実施計画によらないで貯留事業を行ったとき等は、当該貯留事業者に対し、期間を定めて当該貯留事業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。(第四二条関係)

(五)　二酸化炭素の貯蔵の状況の監視

(1)　貯留開始貯留事業者は、認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層の温度、圧力その他の当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として主務省令で定めるものを監視しなければならないこととした。(第四三条第一項関係)

(2)　貯留開始貯留事業者は、(1)の監視の結果を主務大臣に報告しなければならないこととした。(第四三条第二項関係)

(3)　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を適切に監視していないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第四三条第三項関係)

(六)　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保

(1)　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了したときから(三)の(4)の許可を受けるまでの間における(五)の(1)の監視に要する費用その他の当該貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるため、引当金の積立てその他の当該費用に充てるための資金を確保するための措置として経済産業省令で定めるものを講じなければならないこととした。(第四四条第一項関係)

(2)　経済産業大臣は、貯留開始貯留事業者が(1)の経済産業省令で定める措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができることとした。(第四四条第二項関係)

(七)　拠出金

(1)　貯留開始貯留事業者は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)が行う(四)の(1)の通知貯留区域管理業務に必要な費用に充てるため、各年度(毎年四月一日から翌年三月三一日までをいう。)、貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域ごとに、機構に対し、拠出金を納付しなければならないこととした。(第四五条第一項関係)

(2)　(1)の拠出金の額は、許可貯留区域ごとの(四)の(1)の通知貯留区域管理業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために十分なものとするために経済産業省令で定める基準に従い、機構が定めることとした。(第四五条第二項関係)

(3)　機構は、拠出金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。(第四五条第四項関係)

(八)　漏えい時の措置

(1)　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならないこととした。(第四八条第一項関係)